

第21回復興推進委員会
議 事 録

第21回復興推進委員会

1. 日 時 平成28年3月4日（金）10：30～11：15

2. 場 所 東海大学校友会館 阿蘇の間（東京都千代田区霞が関3-2-5）

3. 議 事

（1）報告・説明

①「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案について

②震災5周年を契機とした情報発信の強化について

（2）意見交換

4. 議事録

次頁以降のとおり。

○伊藤委員長

それでは、ただいまより、第21回「復興推進委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針案」と、震災後5周年を契機とした情報発信の強化につきまして、説明・報告をいただき、意見交換をさせていただきたいと考えております。

まず、委員会の開会に先立ちまして、高木復興大臣から御挨拶をお願いいたします。

○高木復興大臣

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

本日は「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針案」について御議論をいただきたいと存じます。この新たな基本方針案につきましては、これまで関係者の方々と丁寧に意見交換を重ね、頂いた御意見を最大限反映する形で作成してまいったところでございます。

前回1月の本委員会の場で、骨子案について御意見を頂きましたが、その後、副大臣や政務官が被災3県を手分けして訪問させていただきまして、知事さん、関係首長さんから御意見を伺ったところでございます。

私からも、2月11日に宮城県を訪問させていただいた際に、本日お見えになっております村井知事と意見交換もさせていただいたところでございます。

この案は、現在、与党において御審議いただいているところでございますが、ほぼ調整の最終段階を迎えていると聞いております。

本日の委員会の場においても、ぜひとも委員の皆様にご了承いただき、来週の閣議決定に向けて準備を整えることができると考えております。

間もなく震災から丸5年の節目を迎え、来月からは復興・創生期間に入ります。新たな5年間では、この基本方針をもとに、被災者支援、産業・なりわいの再生、福島の再生など、多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

本日の委員会の場では、新たな5年間において、この基本方針をどのように発展させていくかという観点からも、ぜひとも忌憚のない御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

本日は、秋山委員、内堀委員、大山委員、達増委員が御欠席でございます。

なお、岩手県からは大友復興局副局長、福島県からは高荒東京事務所長にお越しいただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日、御出席いただいております政府側の副大臣以下の出席者を紹介させていただきたいと思っております。

長島復興副大臣でございます。

若松復興副大臣でございます。

山本復興副大臣でございます。

星野復興大臣政務官でございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

まず、新たな復興の基本方針案につきまして、前回、骨子案が示されたわけですが、今回は案文として「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針案」がお手元に配付されておりますので、事務方から説明をお願いしたいと思います。

○松本参事官

説明に入らせていただきたいと思います。

本日、お配りしております資料1、2、3、あと、参考資料の関係がございます。まず、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針案」については、資料1、2を用いまして説明させていただきたいと思っております。

まずは、資料1をごらんください。

今回の趣旨でございます。東日本大震災復興基本法の第3条に基づきまして、現行の基本方針は平成23年7月に策定されたものでございます。この基本方針の中で、集中復興期間終了前まで、すなわち今年度3月末までに見直すこととされております。

また、見直しに当たりましては、先の基本方針骨子案の際にもお示しましたように、これまでの方針、また、昨年6月に決めていただきました今後の復興のフレーム、あとは復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」におきまして、重点的に取り組む事項を明らかにするという趣旨で策定をしているところでございます。

続きまして、概要でございます。中段の「1. 基本的な考え方」についてでございます。まず、地震・津波被災地域におきましては、来年度平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成を迎えるということでございます。この10年間の復興期間の中の「総仕上げ」の段階に入ってきた、新たなステージに入ってきたという認識でございます。切れ目なく多様なニーズに対応していくという考え方で対応していくことにしております。

次に、福島におきましては、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除が進み、復興は本格的なステージを迎えるという基本認定に立っております。その一方におきまして、福島の復興・再生につきましては、中長期的な対応が必要である。「復興・創生期間」後も引き続き、国が前面に立って取り組むこととしています。

3点目でございます。被災地につきましては、人口減少等の課題の先進地であります。被災地の自立につながり、地方創生のモデルになるような「新しい東北」の姿を示していこうという考え方を持っております。

続きまして、「2. 各分野における今後の取組」についてでございます。このような基本的な考え方にに基づきまして、5項目を立てております。

「(1) 被災者支援（健康・生活支援）」についてでございます。避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建の支援、これらステージに応じた対応を切れ目なく行っていくという考え方を示しております。

「(2) 住まいとまちの復興」でございます。まずは、計画をしております住宅再建につきましては、それに基づきまして、着実に進捗していくという考え方。2点目は、医療・介護提供体制を復興させていこう、また、被災地の発展になるようなインフラの整備について取り組んでいくという考え方を示しております。

「(3) 産業・生業の再生」でございます。日本全体でインバウンドが急増する中、なかなかその恩恵を受けられていない東北におきまして、観光振興に重点的に取り組もうという考え方が1点目。2点目としましては、この地域の主要な産業でございます水産加工業の販路開拓の支援を行っていこう、また、農業につきましても、大規模化に取り組んでいこう、創造的な産業復興を目指していこうという考え方を示しております。

4点目につきましては、2ページ目をごらんください。「(4) 原子力災害からの復興・再生」でございます。それぞれの段階に応じまして整理をしております。まず、①事故の収束に向けた取組でございます。廃炉・汚染水対策につきましては、国が前面に立って安全かつ確実に進めるという考え方を示しております。

②は、放射性物質の除去でございます。これにつきましては、29年3月までに全ての地域におきまして面的除染を完了。中間貯蔵施設の整備、これらの搬入、指定廃棄物の処理などを行おうという考え方を示しております。

③につきましては、避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充でございます。昨年6月に示しました、来年29年3月までに避難指示準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう、これらに向けた環境整備に取り組むことしております。また、長期避難の住民の方々に対しましてのコミュニティーの維持・形成、避難住民の方の心のケアなどに取り組むこととしております。

④、中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化でございます。提言を頂きました12市町村将来像の具体化にこれからは取り組んでまいります。また、イノベーション・コースト構想につきましても、着実に推進していくこととしております。また、JR常磐線の早期の

開通、市町村外の復興拠点の整備に取り組むこととしております。また、帰還困難区域の今後の取扱いにつきましては、引き続き地元の方々と検討を進めていくという考え方を示しております。

⑤でございますが、事業・なりわいの生活の再建、自立に向けた取組の拡充でございます。幾つかの点がございまして、主なものとしましては、官民合同チームによる戸別訪問、これらを踏まえました個別の支援策を充実させていくという考え方。2点目としましては、営農再開に向けた支援。森林・林業の再開に向けた取組。依然として根強いと風評被害の払拭に向けた取組を行う。また、医療・介護・福祉施設の整備、事業再開に向けた人材確保等について、取り組むこととしております。

1 ページ目にお戻りいただきまして「(5)『新しい東北』の創造」といたしまして、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限活用するような取組をこれまで推進してまいりました。蓄積しましたノウハウ等につきまして、これからは被災地で普及・展開に取り組んでいこうという考え方を示し手おります。

また、3点目としまして、前回、骨子の段階ではその他という整理をしておりましたが、考え方を再整理いたしまして、「3. 復興の姿と震災の記憶・教訓」及び「4. フォローアップ等」という項目を立てております。東京オリンピック・パラリンピックは2020年開催でございます。その前年にラグビーワールドカップ等が開催されます。これらの機会を活用しました復興の姿の発信、また、震災の記憶と教訓の継承に取り組むこととしております。

最後でございますが、この基本方針の実施状況等についてのフォローアップを行っていく。また、この基本方針につきましては、実施後3年後の見直しを行うこととしております。

続きまして、資料2でございます。今、申しましたことにつきまして、追加的に御説明を差し上げたいと思います。

1 ページ目「1. 基本的な考え方」「(1) 復興の現状」の最後のパラグラフ、「一方で」で始まるところでございますが、総仕上げに向けた新たなステージとございます。しかしながら、復興が進む中で、被災者一人一人の直面している課題は、個人の置かれている環境などに応じてさまざまに異なる状況にございます。復興の進捗に伴い、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあります。それらに対応したきめ細やかな支援をするという考え方を示しております。

おめくりいただきまして、2 ページ目、最後から2つのパラグラフです。「『復興・創生期間』においては」でございますが、女性のリーダーとしての活躍、NPO等多様な担い手の参画がより重要。復興のあらゆる場・組織への女性の参画の拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進、官民連携に努めることとしております。

3 ページ、「2. 各分野における今後の取組」において「(1) 被災者支援」の中の「具

体的な取組」の4つ目のポツを御覧ください。

被災地の子供たちが心身ともに健やかに育成されるような総合的な支援を進めてまいります。子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む、このような姿勢を示しておるところでございます。

おめくりいただきまして、4ページ目「②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等」につきまして、1つ目は復興支援道路の関係、2つ目につきましては鉄道の関係、3つ目につきましては港湾の関係、4つ目につきましては海岸対策の関係、5つ目につきましては農林水産業、特に農地・農業用施設の関係につきましては、ある程度の年限を明確に示しながら、着実に進めていこうという姿勢について明示をしているところでございます。

次に、「(3)産業・生業の再生」につきまして、6ページ目、3行目から始まるところでございますが、被災地におきましては人口減少、少子高齢化が進む中、震災以降の人手不足が深刻な状況にある。このような基本的な認識を示しております。魅力的な地域経済を再生するために、中小企業の新たな取組・挑戦への支援、イノベーションや研究開発の推進による産業基盤の再構築、若者や女性らを含む人材が集まり活躍する、暮らしやすい生活環境・雇用環境を再整備するという姿勢を示しているところでございます。

最後になりますが、11ページ、「3.復興の姿と震災の記憶・教訓」についてでございます。大きく2つに分けて、先ほどと重複しますが、「(1)復興の姿の国内外への発信」「(2)震災の記憶と教訓の構成への継承」という形で、取組を整理しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、震災5周年を契機とした情報発信の強化につきまして、事務方から御説明をお願いします。

○山崎参事官

資料3について説明いたします。

前回、御説明いたしました震災5周年を契機とした情報発信の強化についての具体的な取組についてです。

「1.目的」については、前回の説明と変わりございません。

「2.具体的な取組」ですが、まず、平成28年6月を「東北復興月間」と位置づけ、この期間を中心に被災地内外で復興関連イベントを実施したいと考えております。

被災地でも実施するほか、東京においては、政府主催で6月6日に復興大臣、3県知事からの復興の現状と課題等についての報告や、各界有識者によるパネルディスカッション、

テーマ別の分科会などのフォーラムを開催します。

また、6月11日から28日までの期間は、都内でNPO、学生、女性などのさまざまな方々からの復興への前向きな取組の情報発信のイベントを実施します。

さらに、(3)ですが、ことしは伊勢志摩サミット及び関連する会合があるため、これらの機会を活用した国際的な情報発信を行います。

また、(4)ですが、本日から震災5周年の特設ホームページを開設いたします。これまでの復興の進捗や、復興関連イベントなどの情報を集約いたしまして、情報発信します。別紙1がそのサイトのイメージです。

引き続き、それぞれの取組の一層の具体化、準備などを進めてまいります。

説明は以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これまでの事務方からの御報告、御説明に関しまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

なお、復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針案につきましては、本日、御欠席の委員もいらっしゃることもありまして、事前に委員の皆様へ配付し、御覧いただいているところと聞いております。このため、本日は、この基本方針案を前提にしまして、新たに復興・創生期間においてどのように復興に取り組んでいくべきかという観点から御意見を頂ければと思っております。

それでは、御自由に御発言をどうぞ。

村井委員、お願いします。

○村井委員

まず、来週の金曜日、11日で震災から丸5年になります。この5年間、復興庁の皆様には本当にお世話になりました。県民を代表し、心より御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

先ほど御説明をいただきました、復興・創生期間における復興の基本方針案につきましては、しっかりとポイントが網羅されておりまして、適切な方針を作成いただいたものと思います。基本方針につきましては、大臣や、あるいは長島副大臣が宮城県にお越しになりまして、具体的に市町村長等に御説明をいただきました。市町村長方からも、すばらしい、高く評価するということがありましたので、お伝えしておきたいと思っております。

前回、意見交換の場でも申し上げましたけれども、被災地ではかなり復興の進捗に差が出ておりますので、これからは遅れているところにより力を注いでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

また、情報発信につきましては、6月を「東北復興月間」として全国に強く発信してい

ただけるということでもございました。震災の記憶の風化が懸念されておりますので、どうか一つよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

次、どなたでもどうぞ。

中田委員、お願いします。

○中田委員

毎年25兆円に相当するエネルギーが排熱の形で全国で無駄に捨てられていることが、私どもの調査で最近、わかりました。一方で、昨年末のパリ協定では、2050年に向けてゼロカーボン、低炭素ではなくてカーボンニュートラルな国際社会をつくるということで、国際社会も合意をしたわけです。

その中で、この被災地東北の役割を見ますと、今までは5年間、オール日本に助けられて、大変ありがたかった。しかし、2050年に向けて、恐らく東北は日本を助ける出番がようやくやってきたのかと思います。つまり、再生可能エネルギーという観点では、東北は日本で最大の資源量を有しているのです。それが手つかずのまま残っている。ただし、資源はあるのだけれども、それを価値に変える手法、それを供給する公的なインフラが全くないという欠如した状況。ですから、それを整備して行って、さらにそれを使っていく産業が、恐らく国際社会からどんどん来るだろうと思います。つまり、一次エネルギーのゼロカーボン、オールグリーン化に成功すれば、国際社会で営んでいるビジネスというのは、ここ東北に来れば難しいことを考えなくても電気もエネルギーも全部オールグリーンなのだ。ここでものを作ることが国際認証を受けて、国際的にも一番厳しい消費者にも受け入れられていくと、そういうグリーンエネルギー価値への変換がこれから東北で可能になるかと思っています。

したがって、リサイクルできるとか、環境にやさしいという現在の日本の消費者向けではなくて、国際社会では完全にもものをつくり出す過程においても化石燃料を使わない、CO2を出さないという認証が2050年に向けて既に始まっていると感じています。

そういう意味では、東北の人々が一番気づいていない大事な資源を、これからどうやって価値にバリデーションしていくのが私どもの役割かと思いました。

最後に、先ほど資料にもさまざまな震災復興の実績を示すパーセンテージが40%とか90%とありました。エネルギーに関して言えば、電力へのアクセスは100%ですが、それ以外の都市ガス等へのアクセスは20%です。ですから、どんなに復興しても20%から上にはいかない。これは、先進諸国が80から90%に整備されているのに比べて、ほとんど明治初期の状況から変わっていないのです。ですから、ここに大きな飛躍があると私は信じています。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

続けて、どなたかどうぞ。

では、田村委員、お願いします。

○田村委員

先ほど知事からもお話があったように、現状を踏まえていただいて、ポイントを踏まえた非常にわかりやすく発信力のあるまとめになったのではないかと思います。

私のほうからは、実はきのう、研究会をやりまして、その研究会は何かというと、2つの巨大災害を生き抜いた人々というタイトルです。8名の東日本大震災の、自分たちを戦友と呼んでいらっしゃる8名の方と、阪神淡路大震災を生き抜いてこられた6名の皆さんで、いろいろなお話をされました。

5年目の方たちと、20年を過ぎた方たちがお話をされることによって、お互いの経験を照らし合わせることによって、また自分の位置づけがはっきりしてきて、結局、結論としては、それぞれの生きざまが復興だというお話がありました。

何を言っているかということ、先ほど読んでいただきました、最初の文章のところの基本的な考え方の1ページの1の(1)の最後のパラグラフで、それぞれの被災者の今後は支援をしていかなければいけないし、ばらつきがある中で、何とか足並みをそろえていくためには、ある程度仕掛けが必要だと思います。今、言ったように、ほかの被災地の人たちと比べるようなイベントがあってもいいと思いますし、例えば阪神・淡路大震災であれば、10年目にルミナリエというイベントをやりましたし、新潟県中越地震であれば牛の角突きをやって、そこがすごろくの上がりという言い方が適切かどうかかわからないですけども、何かシンボリックなものを一つ配置しながら、自分が今、どこにあるのかということ、今後は丁寧に拾っていくようなことをしないと、人々の感覚としての復興というのが盛り上がっていかないのではないかと思います。

○伊藤委員長

ほかにどなたか。

では、お願いします。

○白根委員

本当に力強い復興・創生期間の基本方針案、御苦労さまでございます。みんなこれで力づけられて、進められると思います。

先ほど、中田先生がおっしゃいましたけれども、復興・創生期間、まずはこういうことを圧倒的な力でやっていただくということだと思いますが、並行して、その先を見据えて、どれだけ国内から、あるいは世界から東北に人を呼び込めるかというのが、勝負になってくると思うのです。

先ほども言われましたが、再生可能エネルギーは、東北は大変恵まれている。そういう土壌があるにも関わらず、なかなかそれを活用できていない。これは全く惜しいと思います。バイオマスをはじめとする様々なエネルギーの活用がこれから期待できる。例えばゼロエミッションの水素エネルギー、これも東北が4大都市圏同様、実証実験の対象になかなか入れてもらえていないというのはまずいだろうと。村井知事に頑張ってもらって、やっと2017年2月に東北の水素ステーション第1号ができますが、既にこれらでは43基ものステーションが建設されて試験が始まっているということでございます。

是非、我々の東北は、人を呼び込むエネルギーがリーズナブルだということを武器にして、国内はもとより海外からも、企業あるいは産業を呼び込める、そういうことをもっと中長期で見て、並行して進めていくということをあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

続けて、お願いします。

○菊池委員

この5年間、本当に自分自身も無我夢中で過ごしてきました。子供たちをどうしようかということはずっと悩んできて、その過程で本当に子供たちにはいろんな影響が実際に起きてきてしまって、この先どうなるかというのが全く何もわからないし、すごく危惧しております。その影響は、多分、何十年後かに出てきて、初めてこういう影響があったんだなということの後になって振り返るのかもしれない。

ただ、その一方で、だんだん震災以降に生まれたお子さんたちが増えてきています。一番大きい子だとそろそろ5歳になるわけですが、そういった子供たちがどんどん毎年増えてきている。それから、転職とか、異動とかで、それまで東北にいらっしゃらなかった方が東北に来るようになってきている。その人たちにとってみると、復興とか、こういった今回の東日本大震災のことに余りピンと来ていない方も大勢いらっしゃると思います。そういった人たちにとっては、復興という言葉よりも、これから東北地方でどういう暮らしができるのかとか、どういう魅力があるのかとか、いわゆるこれからの創生ということが本当にテーマになってくると思います。

ですので、各分野における今後の取組の中にもありますように、子供たちが健やかに育

成させるような総合的な支援をこれからも継続的に行っていただきたいと思います。
以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。
続けて、お願いします。

○岩渕委員

基本方針につきましては、特に大きな問題はないかなと思いつつも、これを担う人材をどうするのかということがいつも私の頭の中にあります。ですから、産業でイノベーションを起こしていきましょう、中小企業でもイノベーション云々といったときに、本当にそれができる能力があるのか。かけ声だけだとそれで終わってしまうのではないかの懸念があります。

我々の非常に狭い範囲ですが、大学という話でいうと、JSTが復興の産学共同研究で、いろいろと今、小さな種ですが、芽が出てきている。これを継続することがイノベーションにつながっていくのではないかと思うのですが、そういうところで、今、予算の話をしてもしようがないのですが、多様な民間、大学、NPO云々という形の中で、きちんとサポートしていただくという事業計画の具体的な継続性の例が次の段階に盛り込んでもらえればよろしいかなと思います。

もう一つは、情報発信なのですが、やはり我々も本学の三陸復興推進機構という組織において、岩手大学がこういう取組をしてきましたということ、例えば「新しい東北」の中でもブースを持ち情報発信を行っているのですが、その活動が東北や盛岡という限られたエリアでのものになってしまっている。

この間、東京でやらないのですかという提案の話がありました。様々な大学とセクターが情報発信を行っているのだけれども、風化という問題に対して、我々も関係者が常にいろいろな地域に入って、発信していくことが重要であると思っている。ですから、きょうの政府の6月の東北復興月間というのはすごくいいことで、そこでの取組に政府以外の機関が発信できる場をもう一度構築していただけると、我々も参加しやすくなりますし、やはり我々からすれば、意識を継続していくという運動をこれからもやっていかなければいけないかなと思います。

もう一つ、最後ですが、復興庁もそうですし、大学もそうですが、この5年間いろいろなことを行い、復興に当たってきました。そのプロセスをきちっとまとめたのかということが、我々としても非常に疑問なところがあって、やはり第三者が、国立図書館のアーカイブというのがありますが、それをきちっと整理しながらまとめ、もう一回精査していくことが、単に資料を集めて云々ではなくて、もっと学問的な意味も含めて必要性が出てくるのだろうなと思っています。

ですから、今後5年間ということに対して、これまでの5年間の総括をしながら、きちんとやっていくという作業を、やはり国として取り組んでいただければと思っています。
以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。
ほかにいかがですか。
それでは、松原委員、お願いいたします。

○松原委員

私は神戸で被災したのですが、ちょっと刺激的な言葉で言うと、復興してゆくプロセスで、復興自体が災害になる可能性があるかと懸念します。

神戸では長田という地区ですが、新しいビルを復興のシンボルとしてたくさん建てたのですが、どこの住宅に移られるかというときに地元のコミュニティがばらばらになってしまったために、商店が今、広大なシャッター通りになってしまっているという問題がございます。

長田の人たちは大勢が東北に行かれました。コミュニティの解体問題については知見が東北でも共有されたところだと思います。

それに関して言うと、資料2の11ページに、震災の記憶と教訓の後世への継承というところがあるのですが、これは非常に重要なことではあります。しかし、もう一つ重要なのは、現地に住んでいたものとしては、復興すること自体が、以前の風景がなくなってしまうという痛みを伴っているということで。神戸について言うと、酒蔵が丸ごとなくなって、風景が完全に変わってしまったというのは、いまだに大変な心の痛みであります。

これにつきましては、東京芸術大学がそれ以前の町の風景のアーカイブというものを作っておられて、国立国会図書館のアーカイブも含め統合して、それ以前の風景の記憶の継承、復興の記憶の継承、全部つなげていただきたいと思います。神戸の人間はみんなそう願っているのですが、復興ということが問題になると、復興以降の議論の継承となりがちなので、ぜひそれ以前の記憶もまとめて継承していただきたいとお願い申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。
ほかにいかがですか。
では、お願いします。

○秋池委員長代理

震災から5年、まだまだいろいろな課題もあるのですけれども、その間、本当に復興庁の皆様にご尽力いただいたこと、また、地域の皆様が取り組んでこられたことは、本当に大変なことが多かったと思うのですけれども、それでも変わってきているところがあるというのは、大変ありがたいことだと思っています。

今後に向けてということなのですけれども、まず、本日の方針案の中にもあるのですが、観光の振興というものは、外部の経済を取り込む一つの大きな方法なのだと思うのですが、これを考えるときに、何人来るかということもさることながら、どれだけお金を使ってもらえるかということも大事なことなのだと思います。たくさん来ることでにぎわいが生まれるというのはあるのですけれども、適正な価格で提供できないで、東北の方たちが黙って飲み込んでいいサービスを提供しているというのは、余りにも気の毒なことでありまして、また、それですと持続性もないということもございますので、適正なサービスを適正な価格水準で提供できるというようなビジネスがきちっとできていくことが非常に重要だと思っています。

それから、女性や若者が活躍するというところで、人材の面で書いてあるのですけれども、本当に私も昨年、現地の視察に参加させていただいて、たくさんの女性が活躍していることに非常にびっくりしたのですけれども、若い人や女性が集まりやすいというのは、保育がうまくできる、子育てがしやすいということによって、人がそちらに移っていくという現象は全国でも見られることなのですけれども、そういったところも今まで以上に御検討いただくとよろしいのかと感じました。

もう一つは、人材の話、先ほど来出ておりますけれども、いい人材というのは、震災の後、どっというんな地域から東北にお手伝いをする人が行って、そこで学んだ方たちがきっと今、いると思いますし、こちらでやっている事業などによって、新しい取組や交流が生まれていると思うのですけれども、やはりこれを継続していくことも重要で、外からの刺激も含めて新しい知恵を出していく。でも、それを東京の人が来て、東京流にやって、去っていったということではなくて、地域の方が自分たちなりに咀嚼（そしゃく）をして、どうすればよりよくできるかを考えていけるような刺激の場というのを、それは民のレベルでもあるのかもしれませんが、何かここでやる事業のようなものによって起こる交流によるのかもしれませんが、そういったものが継続されていくことが、強くなっていくことにつながると考えております。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

ほかにどなたかございますか。

では、松本委員、お願いします。

○松本委員

私も、まとめていただいた基本方針案については大変良いものをお作りいただいたと思っておりますけれども、先ほど岩淵委員が触れておられた、復興のさまざまな施策を被災地で担う人材の確保といいたいまいしょうか、数も含めて、能力も含めてですけれども、これがここから先、非常に大きな課題だなど。これはもちろん被災地だけでなく日本全体の問題でもあるので、一概にソリューションがすぐに見つけ出せるものではないのですが、御案内のように、被災地も有効求人倍率は非常に高く、雇用の数はもう十分あるわけで、問題は良質な雇用なのかどうかということになっておりまして、良質な雇用というのは、賃金を含む労働条件が相対的にいいかどうか。これは絶対的な基準ですが、やりがいがある仕事で、自分の仕事に誇りが持てるかという定性的な面もあります。そういったわけで、良質な雇用をつくっていく責務は本来、第一には民間の事業経営者にももちろんある中で、私もその一人として頑張っていこうと思っているのですが、社会情勢を背景として、非常に厳しい面もありますので、その点についてはぜひ引き続き政府の支援も含めてよろしくお願ひしたいと考えます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

ひととおりの話を伺ったと思いますので、いろんな御意見が出ておりますので、事務局では、この意見を踏まえまして、今後の復興を進めていただければと思っております。

事務局から何かありますか。どうぞ。

○林田参事官

事務局でございます。

本日、委員の皆様方から有意義な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

お話をお伺いしていると、エネルギーの話であるとか、人材の話であるとか、1月に委員会で頂いた意見をさらに敷衍（ふえん）して御説明をいただいたと思っております。

そういった意味では、復興庁といたしましても、基本方針は復興・創生期間5年というものの、比較的短期間でございますけれども、被災者の方々が直面する課題、心の問題であるとか、なりわいとか、そういったものを中心に、具体的な取組といったものを、最大公約数的な形で取りまとめた御理解賜れば幸いです。

ただ、委員の皆様から頂いた御指摘というのは、その5年だけではなくて、さらにその将来を見据えた復興のビジョンであるとか、さらに、いろいろ直面する課題であっても、田村先生からも御発言がありましたが、それぞれ被災地、あるいは被災者の方々の状況に

よってさまざまであるということで、引き続き検討しなければならない課題だろうと思っております。

したがって、基本方針については皆様、非常に明るいというか、前向きなお返事をいただいておりますけれども、本日、委員の皆様からいただいたお話について、復興庁としてしっかり受けとめて、取り組んでまいることとしたいと考えております。

また3年後、見直しの機会があるということですので、引き続き委員会においていろいろ御審議を賜り、3年後、さらにこの基本方針を見直していく際に、皆様の御意見を取り入れていくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○伊藤委員長

それでは、基本方針案につきましては、お手元の案文で委員会として了承するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

それでは、この案文については、先ほど御説明がございましたように、閣議決定に向けて手続を進めていくということでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議論を踏まえて、高木大臣から御発言をお願ひしたいと思いますが、その前に報道関係者が入りますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、高木復興大臣より一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

○高木復興大臣

本日は、さまざまな貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。おかげさまで復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針の案文については復興推進委員会として基本的に御了承いただくことができました。本方針は、本日だけでなく、これまでの復興推進委員会における皆様の考え方を踏まえて策定されたものであり、いわば各方面の「英知の結晶」とも言うべきものでございます。これまでの皆様の御尽力に深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

新たな基本方針では、地震・津波被災地域において、10年間の復興の「総仕上げ」に向け、住まいの再建やインフラの整備などについて、できる限り明確に完了時期の目標を示すことといたしました。また、ステージに応じた被災者支援や、観光復興や水産加工業の販路開拓などの産業・なりわいの再生など、被災者一人ひとりや地域・業種ごとの状況の違いを踏まえ、きめ細やかな支援を行っていくこととしています。

福島については、避難指示解除により、本格的な復興のステージに移行します。今回初めて、復興期間終了後も国が前面に立って取り組むことを明記いたしました。新たな5年間においては、帰還に向けた取組やイノベーション・コースト構想の推進などにより、中長期の復興・再生に向けた基盤づくりを進めてまいります。

来週には震災5周年を迎え、来月からは復興・創生期間を迎えることとなります。一日も早く新たな5年間の道行きをお示しすることができるよう、基本方針の案について、さらに調整を進め、3月11日までに復興推進会議を経た上で閣議決定したいと考えているところでございます。

また、情報発信の強化に関連して、事務方から報告があったように、本日「震災5周年特設ホームページ」を開設いたします。復興の進捗や復興関連イベントなどの情報を集約してまいりますので、御覧いただきたいと存じます。「東北復興月間」に向けて、引き続き、情報発信強化の取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、改めて復興庁の取組に対する御指導、御支援をお願いいたしまして、取りまとめとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、マスコミの方はここで御退出をお願いします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会をこれで終了したいと思います。この後、本日の委員会の概要につきましては、高木大臣からブリーフィングをいただき、私も同席いたします。

また、5年間の復興の成果と今後の課題をまとめた新たな冊子を作成し、席上に配付しております。製本はまだ間に合っておりませんが、御参考に御覧いただければと思います。

これまでと同じように、1か月をめどに議事録を作成して公表いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第21回復興推進委員会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

(以上)